

船場都心居住促進地区地区計画にかかる
認定及び許可申請の手続き要領

(建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定申請
及び同条第 4 項の規定に基づく許可申請)

令和 5 年 4 月 1 日改正

大阪市計画調整局 建築指導部 建築企画課

船場都心居住促進地区（以下「本地区」という。）地区計画の区域内において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく容積率制限の緩和認定及び同条第 4 項の規定に基づく高さ制限の緩和許可を申請する場合の手続きは、次に掲げるところによること。

第 1 事前相談等

1. 基本計画書の提出

事前相談(原則として「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱い要領」に定める協議事項について関係機関と協議を行うこと。特に敷地が大阪市道に接する場合は道路管理者(建設局調整課)との協議を早期に行っておくこと。))において基本的な事項について概ね了承が得られた計画については、「大規模建築物の建設計画の事前協議制度」の対象建築物の場合には当該事前協議を申出する月の前月の第 4 火曜日までに、対象外建築物で容積率制限緩和の認定申請をする場合には地区計画等認定連絡協議会開催日(通常毎月第 1 金曜日。ただし、開催日が変更される場合があります。)の 3 週間前までに、また、対象外建築物の場合で斜線制限緩和の許可申請をする場合には建築審査会開催月の前々月の 17 日(なお、提出日が土・日・祝日による休日の場合はその翌日とする。)までに、次に掲げる各事項を示す図面を作成し基本計画として 1 部提出すること。

なお、同一建築物において、容積率制限の緩和認定と高さ制限の緩和許可を併用する場合は、基本計画書の提出は 1 部で兼ねることができる。

ア. 用途地域区分図

第 2 1. オ. による。

イ. 周辺建物用途現況図

第 2 1. カ. による。

ウ. 動線計画図

第 2 1. キ. による。

エ. 設計概要書

第 2 1. ク. による。

オ. 立面投影面積算定図

第 2 3. サ. による。ただし、許可申請を行う場合に限る。

カ. 等時間日影曲線図

第 2 3. ス. による。

キ. 配置図

第2 1. ス. による。

ク. 各階平面図

第2 1. セ. による。

ケ. 立面図

第2 1. ソ. による。

コ. 断面図

第2 1. タ. による。

サ. 敷地面積求積図

シ. 建築面積求積図

ス. 床面積求積図

セ. 天空率算定図（天空率を適用する場合のみ）

ソ. 現況写真

第2 1. ナ. による。

2. 地区計画の区域内における行為の届出

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく地区計画の区域内における行為の届出に関する手続きを認定申請及び許可申請前に都市計画課において行うこと。

第2 認定申請及び許可申請手続き

1. 認定申請及び添付図書

認定申請は、認定連絡協議会開催日の2週間前までに次の各号の図書を製本し正副2通を提出して行うこと。なお、オ. からナ. に掲げる図書については、各図書の右下に設計者の氏名及び建築士登録番号を記入すること。

ア. 認定申請書（建築基準法施行規則（以下「規則」という。）別記第48号様式）

副本には、認定通知書（規則別記第49号様式）の様式を添付すること。

イ. 委任状（手続き等に関して代理人を委任する場合）

ウ. 理由書

建築主として認定を必要とする理由を明記し、建築主が記名すること。

エ. 住宅の維持管理に関する誓約書

認定条件として設置される住宅を適正に維持管理すること、並びに当該建築物を第三者に転売、譲渡又は賃貸する場合には、当該第三者に維持管理に関する義務等を継承する旨を建築主が誓約し、記名すること。

オ. 用途地域区分図

縮尺1/25,000 の大阪都市計画・用途地域図を用いて、申請地の位置、凡例及び方位を記入し、大阪
市建築基準法施行細則（以下「市細則」という。）第3条の2第3項に掲げる付近見取図及び区域図を兼
ねるものとする。

カ. 周辺建物現況図

縮尺は1/2,500（住宅地図は不可）とし、敷地付近（敷地境界線からの距離が 200mの範囲）にある建
築物等のそれぞれについて主要用途を次表の指定色に従って色分けし、凡例と共に表現すること。また、
敷地周囲の建築物については、構造及び階数を記入すること。なお、市細則第3条の2第3項に掲げる
用途現況図を兼ねるものとする。

用 途	指定色	用 途	指定色
申請地	赤線 	病院、診療所	オレンジ色
住宅	黄色	旅館、ホテル、カフェー、料理店等	紫色
店舗	赤色	興行場、遊技場、キャバレー等	黒色
会社、事務所	ピンク色	官公庁、学校	茶色
工場	青色	公衆浴場	水色
倉庫	黄土色	寺院、神社、教会	焦げ茶色
ガレージ	黄緑色	公園、緑地	緑色
		空地	無着色

（注）その他の用途については、指定色以外で着色すること。

キ. 動線計画図

第2 3. シによる。

ク. 設計概要書

別記様式による。

ケ. 道路現況図

縮尺1/500 とし、現況道路境界線及び船場建築線による敷地境界線並びに高低差を明記すること。

コ. 船場建築線による歩道部分の断面詳細図

縮尺は1/50 以上とし、歩道整備の詳細がわかるように、仕上げ及び高低差等を明記すること。

サ. 壁面後退部分の計画図

縮尺は1/300 以上とし、植栽及び舗装等の計画並びに前面道路との高低差を明記すること。

シ. 等時間日影曲線図

第2 3. スによる。

ス. 配置図(細則第3条の2第3項)

縮尺は 1/300 程度とし、縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建物の用途、構造及び配置状況を記載すること。

セ. 各階平面図(細則第3条の2第3項)

縮尺は 1/200 以上とし、縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積を記入すること。

ソ. 立面図(細則第3条の2第3項)

縮尺は 1/200 以上とし、4面を表現し、縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料、一般規制による斜線制限及び壁面などの仕上げを記入すること。

タ. 断面図(細則第3条の2第3項)

縮尺は 1/200 以上とし、2面以上を表現し、縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げ材料、及び断面位置を示すキープランを記入すること。

チ. 住戸タイプ別平面図

縮尺は1/50～1/100 とすること。

ツ. 敷地面積求積図

テ. 建築面積求積図

ト. 床面積求積図

認定条件として設置される住宅の用に供する部分の床面積も明記すること。

ナ. 天空率算定図(天空率を適用する場合のみ)

ニ. 現況写真

敷地及び敷地周辺の状況が把握できるようにすること。なお、配置図等と整合できるよう番号を付すこと。

ヌ. 土地の公図及び登記事項証明書

原則として3ヶ月以内に発行されたものとし、原本は正本に添付すること。また、土地の公図には、敷地の位置を記入すること。

ネ. 土地所有者の同意書及び印鑑登録証明書(申請者と土地所有者が異なる場合)

原則として3ヶ月以内に発行されたものとし、原本は正本に添付すること。

ノ. 仮換地証明書及び土地区画整理境界明示書等(土地区画整理事業区域内の場合)

ハ. 各関係機関との協議議事録

ヒ. その他市長が必要と認める資料

敷地の現況及び建築物の用途、規模、形態等により市長が特に必要と認める資料

2. 地区計画等認定連絡協議会用資料の提出

認定申請をする場合には、地区計画等認定連絡協議会用資料として、1. に掲げる認定申請用図書のうち、オ. 用途地域区分図からト. 床面積求積図までを製本したものを、次に掲げるア～エの規定に従って10部作成し、地区計画等認定連絡協議会の開催日の1週間前までに提出すること。

ア. 各図面の右下には、設計者の氏名及び建築士番号を記入すること。

イ. 製本の大きさはA2版2つ折り背貼り製本とすること。

ウ. 製本の表紙はインクの吸収がよい材質とし、表表紙には計画名称、建築主及び設計者の氏名を記載し、背表紙には計画名称を記載すること。

エ. 各頁の右下には、頁番号を記入すること。

3. 許可申請及び添付図書

許可申請の手続きについては、原則として大阪市総合設計許可申請の手続き要領（以下「総合設計許可手続き要領」という。）「第2の1. 許可申請及び添付図書」の規定を、「公開空地」を「有効空地」と読み替えて準用するものとするが、建築審査会開催月の前月の17日（申請日が土・日・祝日による休日の場合はその翌日とする。）までに次の各号の図書を製本し、正副2通を提出して行うこと。なお、オ. からニ. に掲げる図書については、各図書の右下に設計者の氏名及び建築士登録番号を記入すること。

ア. 許可申請書（規則別記第43号様式）

副本には、許可通知書（規則別記第45号様式）の様式を添付すること。

イ. 委任状（手続き等に関して代理人を委任する場合）

ウ. 理由書

建築主として許可を必要とする理由を明記し、建築主が記名すること。

エ. 有効空地の維持管理に関する誓約書

許可条件として設置される有効空地を適正に維持管理すること、並びに当該建築物を第三者に転売、譲渡又は賃貸する場合には、当該第三者に維持管理に関する義務等を継承する旨を建築主が誓約し、記名すること。

オ. 用途地域区分図

第2 1. オによる。

カ. 周辺建物現況図

第2 1. カによる。

キ. 設計概要書

別記様式によること。

ク. 透視図

主な有効空地及び建築物並びに周辺の状況が把握できるように表現すること。

ケ. 有効空地計画図

総合設計許可手続き要領「第1の1. (2)ア. 公開空地計画図」の規定を、「公開空地」を「有効空地」と読み替えて準用する。

コ. 有効空地面積求積図

総合設計許可手続き要領「第1の1. (2)イ. 公開空地面積求積図」の規定を、「公開空地」を「有効空地」と読み替えて準用する。

サ. 立面投影面積算定図

総合設計許可手続き要領「第1の1. (3) 立面投影面積算定図」の規定を準用する。

シ. 動線計画図

総合設計許可手続き要領「第2の1. セ. 動線計画図」の規定を準用する。

ス. 等時間日影曲線図

総合設計許可手続き要領「第1の1. (4) 等時間日影曲線図」の規定を準用する。

セ. 配置図(細則第3条の2第3項)

第2 1. ス. による。

ソ. 各階平面図(細則第3条の2第3項)

第2 1. セ. による。

タ. 立面図(細則第3条の2第3項)

第2 1. ソ. による。

チ. 断面図(細則第3条の2第3項)

第2 1. タ. による。

ツ. 住戸タイプ別平面図(共同住宅の場合)

縮尺は、1/50～1/100 とすること。

テ. 敷地面積求積図

ト. 建築面積求積図

ナ. 床面積求積図

ニ. 天空率算定図(天空率を適用する場合のみ)

ヌ. 現況写真

第2 1. ナ. による。

ネ. 土地の登記簿謄本

ノ. 土地所有者の同意書(申請者と土地所有者が異なる場合)及び印鑑登録証明書

ハ. 仮換地証明書及び土地区画整理境界明示書等(土地区画整理事業区域内の場合)

ヒ. 各関係機関との協議議事録

フ. その他市長が必要と認める資料

敷地の現況及び建築物の用途、規模、形態等により市長が特に必要と認める資料

4. 建築審査会用資料の提出

許可申請をする場合には、建築審査会用資料として、3. に掲げる許可申請用図書のうち、オ. 用途地域区分図からツ. 住戸タイプ別平面図(共同住宅以外の場合はチ. 断面図)までを製本したものを16部、オ. 用途地域区分図からナ. 床面積求積図までを製本したものを6部、いずれも次に掲げるア～オの規定に従って作成し、建築審査会開催日の1週間前までに提出すること。

ア. オ. 用途地域区分図からツ. 住戸タイプ別平面図までの図面の右下には、設計者の氏名及び建築士番号を記入すること。

イ. 製本の大きさはA2版2つ折り背貼り製本とすること。

ウ. 製本の表紙はインクの吸収がよい材質とし、表表紙には計画名称、建築主及び設計者の氏名を記載し、背表紙には計画名称を記載すること。

エ. 各頁の右下には、頁番号を記入すること。

オ. 法第56条の2第1項の規定による日影規制が適用されない計画については、ス. 等時間日影曲線図に「参考資料」と明記すること。

また、計画敷地及び周辺の現況が分かる写真(8～10枚程度をA4のワード等のデータに貼り、カラー出力したもの)と写真撮影位置を22部提出すること。

5. 建築審査会(傍聴用)資料の提出

建築審査会(傍聴用)資料10部を、次に掲げる(1)～(3)の規定に従って作成し、建築審査会開催日の3日前までに提出すること。

(1) 4. 建築審査会資料(16部提出)と同じ図面(頁番号記入)を次のとおり作成すること。

- ・各階平面図、断面図、住戸タイプ別平面図については、図を消去し、『建物内部の詳細情報につき、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき非公開とする。』と記載すること。
- ・配置図等で建物内部の詳細情報を示しているものは、当該箇所を消去し、「申請建物」と表記すること。

(2) 傍聴用資料はA3サイズで印刷すること。(表紙不要)

(3) 設計者の氏名及び建築士番号は不要。

第3 その他の手続き

本制度の適用を受けた建築物の建築主等は、船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱実施基準(以下「実施基準」という。)第4に定める維持管理のための各手続規定の他に、次に掲げる各規定に従ってそれぞれの手続を行うこと。

1. 有効空地施工承認申請(本制度の適用により斜線制限緩和の許可を受けた場合)

(1) 建築主は、有効空地の工事着手前に第2号様式による正本及び副本に、それぞれ次の図書を添付し、あらかじめ市長にその旨を申請し、承認を受けること。

ア. 第3号様式(既提出の場合は不要)

イ. 委任状(手続き等に関して代理人を委任する場合)

ウ. 付近見取図

エ. 設計概要書(別記第1号様式によること)

オ. 有効空地計画図(縮尺1/100～1/200程度)

有効空地の実施図面として、実施基準第4の3.に規定する有効空地の標示板設置位置、植栽の種類・本数、床仕上げ、ベンチ等の公園施設及び消防用通路等を詳細に記入し、仕上げ材料に近い色で着色すること。

カ. 有効空地面積求積図(縮尺1/100～1/200程度)

有効空地の各辺長等の主要部分の長さを記入すること。なお、求積は三斜求積によること。

キ. 有効空地断面詳細図(縮尺1/50)

道路、歩道、植栽、花壇、ベンチ等の施設の高低差を記入すること。

ク. 有効空地標示板計画図

a. 原寸図

実施基準第4の3.の規定に基づいて設計し、有効空地部分は緑色、現在地マーク▲は赤色の着色をすること。なお、配置図は標示板設置位置に応じて見付方向に向きを合わせること。

b. 断面詳細図

標示板の材質、仕上げ、取り付け及び据え付け方法がわかるようにすること。

ケ. 住宅標示板計画図

a. 原寸図

実施基準第4の3.の規定に基づいて設計し、住宅部分は緑色に着色すること。

b. 断面詳細図

標示板の材質、仕上げ、取り付け及び据え付け方法がわかるようにすること。

コ. その他

- a. 大阪市道の管理者（建設局調整課）との協議書（協議内容確認書）の写（敷地が大阪市道に接している場合で、未提出の場合）
- b. モニュメント等の計画図（モニュメント等を設置する場合）
- c. その他市長が必要と認める図書

（２） 市長は、（１）の規定により申請があった場合、当該有効空地の計画に支障がないと認めるものには、第２号様式副本により申請者に対して当該有効空地の施工を承認するものとする。

（３） 有効空地施工承認通知書を受理した申請者（建築主）は、許可通知書とともにこれを常時保管すること。

（４） 竣工検査を受けた後に、有効空地の全景がわかる写真（規模に応じて３～５枚程度）を提出すること。

２．住宅標示板計画図等の提出（本制度の適用による斜線制限緩和の許可を受けていない場合）

本制度による斜線制限緩和の許可を受けていない場合については、建築主は、建築物の竣工までに、提出年月日、建築主の住所・氏名、建築物名称、建築物所在地、本制度による認定年月日及び認定番号を明記したうえで、１．（１）イ、ウ、エ、ケ、及びコに掲げる各図書を製本して提出すること。

３．有効空地等変更承認申請

（１） 建築主又は当該建築物の所有者は、実施基準第４の１．（２）に規定する変更をしようとする場合には、第４号様式による正本及び副本に、それぞれ次の図書を添付し、あらかじめ、市長にその旨を申請し、承認を受けること。

ア. 委任状(手続きに関して代理人に委任する場合)

イ. 理由書

ウ. 付近見取図

エ. 変更箇所を示す一覧表

オ. 変更図書一式(認定及び許可通知書に添付されている図書のうち、変更にかかる図面の新旧)

（２） 市長は、第４号様式副本により、申請者に対して当該変更を承認するものとする。

- (3) 有効空地等変更承認通知書を受理した申請者(建築主等)は、認定又は許可通知書とともにこれを常時保管すること。

4. 広告物設置承認申請

- (1) 実施基準第3の規定に従いやむを得ず広告物を設置しようとする場合には、建築主又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者は、第5号様式による正本及び副本に、それぞれ次の図書を添付し、あらかじめ、市長にその旨を申請し、承認を受けること。

ア. 委任状(手続きに関して代理人に委任する場合)

イ. 付近見取り図

ウ. 広告物設置リスト

広告物を設置する位置、広告物の大きさ、表示内容、照明の有無等を一覧表にまとめて表記すること。

エ. 広告物設置位置図

地上に設置するものは、第2の3. ケ. に規定する有効空地計画図(本制度による斜線制限緩和の許可の適用がない場合は第2の1. サ. に規定する建物配置図)に、また、屋上に設置するものは屋上階平面図に、それぞれ設置位置、形状、大きさ、面積を記入すること。なお、建築物の外壁に取り付けるものは、建築物の立面図にこれらを記入し、全体のバランス及び色彩がわかるように着色すること。

オ. 広告物意匠図

文字、マーク等の大きさ、表示面積、材質、仕上げ、色彩、照明方法及び据え付け詳細等が分かるように表現すること。

- (2) 市長は、第5号様式副本により、申請者に対して当該広告物の設置を承認するものとする。
- (3) 広告物設置承認通知書を受理した申請者(建築主等)は、認定又は許可通知書とともにこれを常時保管すること。

5. 有効空地の占用承認申請

- (1) 本制度の適用を受けた建築物若しくは建築物の敷地の所有者又は管理者は、実施基準第4の4. に規定する占用行為をしようとする場合には、第6号様式による正本及び副本に、それぞれ次の図書を添付し、あらかじめ市長にその旨を申請し、承認を受けること。

ア. 委任状(手続等に関して代理人に委任する場合)

イ. 理由書

ウ. 占用行為の目的、内容、期間、位置等を示す各図書

- (2) 市長は、第6号様式副本により申請者に対して当該占用行為を承認するものとする。

6. 建築主の名義変更届

工事完了前に建築主の変更が生じた場合には、新建築主は、第7号様式に次の図書を添付し、速やかに市長にその旨を届け出ること。

ア. 委任状(手続きに関して代理人に委任する場合)

イ. 第3号様式又は届出者が維持管理者となる場合は届出者による維持管理に関する市長宛の誓約書

7. 写真(電子データ)の提出

市長が指示した建築物については、次に掲げる写真(電子データ)を提出すること。

ア. 有効空地全景(規模に応じて3～5枚程度)

イ. 建物全景(2面以上)

8. 維持管理報告

建築主等は、実施基準第4 維持管理及び管理報告等 の規定に従い、建築物等、有効空地、住宅部分の日常の維持管理について、次に掲げる様式で市長に報告を行うこと。

ア. 法第56条による高さ制限の緩和の許可を行った場合：第8号様式及び第9号様式

イ. 容積率制限の緩和の認定のみを行う場合：第9号様式

附則 この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附則 この要領は、平成28年7月1日から実施する。

附則 この要領は、平成29年10月1日から実施する。

附則 この要領は、平成30年12月20日から実施する。

附則 この要領は、令和元年5月31日から実施する。

附則 この要領は、令和3年3月30日から実施する。

附則 この要領は、令和3年11月1日から実施する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

(第1号様式)

設 計 概 要 書

建築物名称		各階面積表	容積率対象面積			容積率対象外面積			合 計	用 途	
建 築 主		塔屋 階									
敷地の位置											
地 域 地 区											
認定・許可申請事項	容積認定 斜線緩和 (道路、隣地) (該当事項を囲むこと)										
主 要 用 途		地上 階									
敷 地 面 積											
建 築 面 積											
延 べ 面 積											
容積率対象面積											
構造・階数		地下 階									
高 さ		合 計									
有効空地面積	有効空地面積 (S) m ² (有効空地率 %) 実 面 積 m ²	消防設備の概 要	屋内消火栓設備	連結送水管設備							
緑 地 面 積	m ² (緑地率 %)										
住 宅 戸 数	(総戸数、部屋数別内訳)										
駐 車 台 数	台 (%)										
自転車収容台数	台 (%)										
バイク収容台数	台 (%)	塔屋 階									
有効空地の下限の検討	S / A =										
		地上 階									
		地下 階									

(第2号様式正本)

〔正〕

有効空地施工承認申請書

年 月 日

大阪市長

申請者（建築主）

住 所

氏 名

下記の地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物の有効空地について、
別図により施工いたしたく、承認申請します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

※承認番号 大計建企第 号

※承認年月日 年 月 日

決 裁 欄	建築企画課長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任

(第2号様式副本)

〔 副 〕

大計建企第 号
年 月 日

有効空地施工承認通知書

.....
..... 様

大 阪 市 長



下記の地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物の有効空地の施工について、別図により承認します。

記

建築物名称	
建築物所在地	
認定年月日	 年 月 日
認定番号	第.....号
許可年月日	 年 月 日
許可番号	第.....号

有効空地・建築物 維持管理者選任（変更）届

年 月 日

大 阪 市 長

届 出 者 （建築主又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者）

住 所
氏 名

下記の地区計画に係る認定又は許可を受けた建築物について、

.....を有効空地・建築物 の維持管理者として選任しましたので届け出します。

なお、維持管理者を変更する場合には、事前に変更について届け出します。

記

認定年月日（認定番号）年月日（第.....号）
許可年月日（許可番号）年月日（第.....号）
建築物名称
建築物所在地区.....

誓 約 書

大 阪 市 長

有効空地・建築物 維持管理者

住 所
氏 名
電 話

上記の建築物について、有効空地・建築物 を適法に維持管理することを誓約します。

(第4号様式正本)

〔正〕

有効空地等変更承認申請書

年 月 日

大阪市長

申請者（建築主又は当該建築物の所有者）

住 所

氏 名

下記の地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物について別図により変更いたしたく承認申請します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

主な変更内容

※承認番号 大計建企第 号

※承認年月日 年 月 日

決 裁 欄	建築企画課長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任

(第4号様式副本)

〔 副 〕

大計建企第 号
年 月 日

有効空地等変更承認通知書

.....
..... 様

大 阪 市 長



下記の地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物の変更について、別図により承認します。

記

建築物名称	
建築物所在地	 区
認定年月日	 年 月 日
認定番号	第 号
許可年月日	 年 月 日
許可番号	第 号
主な変更内容	

〔正〕

年 月 日

広告物設置承認申請書

大阪市長

申請者(建築主又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者)

住 所

氏 名

下記の地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物について、別図により
広告物を設置いたしたく承認申請します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

※承認番号 大計建企第 号

※承認年月日 年 月 日

決 裁 欄	建築企画課長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任

(第5号様式副本)

〔 副 〕

大計建企第 号
年 月 日

広 告 物 設 置 承 認 通 知 書

.....
..... 様

大 阪 市 長

印

下記の地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物の広告物の設置について、別図により承認します。

記

建築物名称	
建築物所在地	 区
認定年月日	 年 月 日
認定番号	第.....号
許可年月日	 年 月 日
許可番号	第.....号

〔正〕

年 月 日

有効空地占用承認申請書

大阪市長

申請者(建築主又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者)

住 所

氏 名

下記の地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物について、別紙のとおり占有いたしたく承認申請します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

占有の主目的

占有期間 年 月 日 ～ 年 月 日

※承認番号 大計建企第 号

※承認年月日 年 月 日

決 裁 欄	建築企画課長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任

〔 副 〕

大計建企第 号
年 月 日

有効空地占用承認通知書

.....
..... 様

大 阪 市 長

印

下記の地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物の有効空地占用について、以下に掲げる条件を付して、別図により承認します。

記

建築物名称
建築物所在地 区
認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号
許可年月日 年 月 日
許可番号 第 号
占用の主目的

条 件

1. 申請にかかる目的以外の占用行為を行わないこと。
2. 占用期間は 年 月 日 から 年 月 日
までとする。なお、期間満了までに原状復旧を行うこと。

(第7号様式)

地区計画に係る認定及び許可を受けた建築物に関する
建築主・所有者の名義変更届

年 月 日

大 阪 市 長

届出者（新建築主又は新所有者）

住 所

氏 名

下記のとおり建築主・所有者の名義を変更しましたので届け出します。

記

認定年月日(認定番号)		年 月 日 (第 号)
許可年月日(許可番号)		年 月 日 (第 号)
建築物名称		
建築物所在地		区
名義変更年月日		年 月 日
新建築主 新所有者	住 所 氏 名	
旧建築主 旧所有者	住 所 氏 名	
名義変更理由		

(第8号様式)

有効空地等維持管理報告書

年 月 日

大 阪 市 長

建築主又は所有者 住 所

氏 名

電話番号 ()

建築基準法に基づく認定・許可条件として設置している下記の建築物の有効
空地等の維持管理状況について、別紙のとおり報告します。

記

建 築 物 名 称	
建 築 物 所 在 地	区
建 築 物 用 途	
認定年月日(認定番号)	年 月 日 (第 号)
許可年月日(許可番号)	年 月 日 (第 号)
竣 工 年 月 日	年 月
管 理 委 託 先	会 社 名
	住 所
	電話番号 () (担当:)

(別紙)

■有効空地等の維持管理状況

有効空地の 管理状況	変更の有無と その内容	
	管理上の 問題点	
	総合所見	

■必要添付書類

- ①付近見取図（方位、道路、敷地の位置、目印となる建物等を記入）
- ②配置図兼有効空地平面図
〔 縮尺、方位、敷地の境界、敷地内の建築物の位置、敷地が接する道路（幅員を明記）、有効空地の範囲（赤線で囲むこと）、添付写真の撮影場所等を記入 〕
- ③有効空地標示板（2 か所以上）の写真
- ④委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）

(第9号様式)

住宅部分維持管理報告書

年 月 日

大 阪 市 長

建築主又は所有者 住 所

氏 名

電話番号 ()

建築基準法に基づく認定・許可条件として設置している下記の建築物の住宅の維持管理状況について、別紙のとおり報告します。

記

建 築 物 名 称	
建 築 物 所 在 地	区
建 築 物 用 途	
認定年月日(認定番号)	年 月 日 (第 号)
許可年月日(許可番号)	年 月 日 (第 号)
竣 工 年 月 日	年 月
管 理 委 託 先	会 社 名
	住 所
	電話番号 () (担当:)
住 宅 の 戸 数	戸 (認定・許可時の戸数 戸)

■住宅の用に供する部分の維持管理状況

住宅の用に 供する部分の 管 理 状 況	変更の有無と そ の 内 容	
	管 理 上 の 問 題 点	
	総 合 所 見	

■必要添付書類

- ・住宅標示板の写真
- ・委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）